

住民自治組織における地域の
課題解決に向けた活動の推進
に関する調査研究

平成30年 3 月

山口県 下関市
一般財団法人 地方自治研究機構

はじめに

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来や、厳しい財政状況が続くなど、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、地方公共団体は、住民ニーズを的確に捉え、地域の特性を活かしながら、産業振興による地域の活性化、公共施設の維持管理等の複雑多様化する諸課題の解決に自らの判断と責任において取り組まなければなりません。

また、近年、様々な自然災害が頻発しており、安心・安全への住民の関心は極めて高いことから、地方公共団体は万全の備えを行い、住民の生命と安全を守る態勢を整えることが求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は4つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

下関市は、将来に向けて、魅力ある「元気な下関」を実現するため、平成27年1月に「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を施行すると同時に「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」を策定し、安心して安全な社会、持続可能な社会の実現を目指して参加と協働によるまちづくりに取り組んでいます。

本調査研究は、下関市の17地区のまちづくり協議会に対して、各地区の意向に沿ったまちづくり事業を公募し、採択した下関市長府東部まちづくり協議会の「ふるさと防災マップづくり事業」の推進を支援するとともに、防災マップづくり事業の経緯を詳細に記録し、次年度以降、他のまちづくり協議会による取組を促進することを目的としたものです。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の皆様から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、下関市と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

平成30年3月

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 山中 昭 栄

目次

序章 調査研究の概要	1
1 調査研究の背景と目的	3
2 調査内容	4
3 調査体制及び調査のスケジュール	4
第1章 公募から選定までの経緯	7
1 公募手順	9
2 選定手順	10
第2章 ふるさと防災マップ事業の 実施報告	13
1 委員会・検討部会の経緯	15
2 防災マップ作成の経緯	37
第3章 現地調査報告	39
1 岡山県真庭市 <small>かいで</small> 開田連合自治会	41
2 岡山県岡山市 操明学区連合自主防災会	50
第4章 長府東部地区「防災マップ」	63
1 防災マップに対する考え方	65
防災マップ完成版（四王司・新四王司・さつきヶ丘地区）	67
防災マップ完成版（松小田中央地区）	69
2 防災マップ作成過程の原稿	71
防災マップ作成マニュアル	73

第5章 今後の事業継続に向けた 検討事項	91
1 防災マップの周知方法	93
2 災害時要援護者登録制度の活用	93
3 自主避難所の確保・運営方法	100
4 若者の参加を促す方法	101
5 次年度以降に向けた意見交換	102
6 本事業に関する参考事例	106
委員会・作業部会名簿	109

序章 調査研究の概要

1 調査研究の背景と目的

(1) 調査研究の背景

下関市においては、将来に向けて、魅力ある「元気な下関」を実現するため、平成27年1月に「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を施行すると同時に「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」を策定し、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現を目指して参加と協働によるまちづくりに取り組んでいる。現在、市内を17地区に区分けした中で、「まちづくり協議会」が設立され、各地区の取組が始まっているが、各地区の役員を含めた地区の住民が取組の主旨を十分理解しているとは言いがたい状況である。

そこで、まちづくり研修会を継続して開催しまちづくり協議会の趣旨を徹底すると共に、各まちづくり協議会の意向に沿った事業が展開しやすい環境づくりが望まれている。

(2) 調査研究の目的

本調査研究は、下関市の17地区のまちづくり協議会に対して、各地区の意向に沿ったまちづくり事業を公募し、一定の要件の下で下関市が採択し、その採択した事業を、下関市と一般財団法人地方自治研究機構が共同調査という位置付けで支援していくものである。

具体的には、次のような事業テーマで公募を行った。

- ①ホームページ等を活用した広報活動
 - ・フェイスブック、動画配信など
- ②防犯活動
 - ・コミュニティ見守り活動、子ども見守り隊、高齢者見守り隊など
- ③防災活動
 - ・防災訓練、防災マップ作成など
- ④子ども支援活動
 - ・子どもの居場所づくり、放課後子ども教室、子ども食堂など
- ⑤女性の力を生かしたまちづくり活動
 - ・高齢者への配食活動、子ども食堂など
- ⑥交通弱者、移動支援活動
 - ・コミュニティ乗合タクシー、買い物支援、外出支援など
- ⑦地域ブランド、地域製品の開発活動
 - ・特産品の開発、農家レストラン、農泊など
- ⑧その他
 - ・既に実施している活動など

4地区のまちづくり協議会から応募があり、次の事業案を支援事業として選定した。

- ・長府東部地区まちづくり協議会　ふるさと防災マップづくり事業

2 調査内容

(1) 公募から選定までの経緯

- ①公募
- ②説明会
- ③選定

(2) ふるさと防災マップづくり事業の実施報告

- ①検討部会の開催
- ②委員会の開催
- ③事例調査の実施
- ④勉強会の開催
- ⑤まち歩きの実施
- ⑥ふるさと防災マップ案の作成

(3) 事例調査

- ①岡山市
- ②真庭市

(4) 長府東部地区まちづくり協議会「ふるさと防災マップ」

- ①防災マップに対する考え方
- ②ふるさと防災マップ（完成版）
- ③防災マップ作成マニュアル

(5) 事業継続に向けた今後の検討事項

- ①災害時要援護者登録制度の活用
- ②自主避難所の確保・運営
- ③防災マップの周知
- ④防災活動への若者の参加促進

3 調査体制及び調査のスケジュール

(1) 調査体制

①実施主体

本調査研究は、山口県下関市と一般財団法人地方自治研究機構の共同事業として実施した。

②実施体制

本調査研究では、学識者・学校等の地元関係者、行政関係者等で組織する「住民自治組織における地域の課題解決に向けた活動の推進に関する調査委員会」（以下「委員会」と言う。）を設置し、調査方法や調査結果の分析などについて、様々な観点から議論を行いながら、調査研究を実施した。

この委員会の下に、下関市、下関市長府東部まちづくり協議会、一般財団法人地方自治研究機構及び基礎調査機関である株式会社粹文堂で構成する事務局を設置し、委員会での審議に必要な資料の収集及び各種調査研究を実施した。

（２）委員会の実施状況

●平成 29 年 7 月 5 日（水） 第 1 回委員会

- 1 調査研究企画書（案）
- 2 公募から選定に至るまでの経緯報告
- 3 長府東部まちづくり協議会の事業計画 「ふるさと防災マップづくり事業」
- 4 委員の意見・要望

●平成 29 年 10 月 26 日（木） 第 2 回委員会

- 1 防災マップづくり事業の中間報告
 - (1) 検討部会の報告
 - (2) 事例調査報告
 - ・岡山市
 - ・真庭市
 - (3) 現段階の防災マップの説明
- 2 災害時要援護者登録制度に関する報告
- 3 防災マップづくり事業実施予定

●平成 30 年 2 月 2 日（金） 第 3 回委員会

- 1 防災マップの報告
- 2 防災マップづくりマニュアルの報告
- 3 次年度以降の検討課題
 - (1) 災害時要援護者登録制度の活用
 - (2) 自主避難所・場所の確保と運営
 - (3) 防災マップの周知方法
 - (4) 防災活動への若者の参加促進

第1章 公募から選定までの経緯

1 公募手順

(1) 公募要領

本調査研究の対象となる事業は、以下の公募要領に基づき、下関市まちづくり推進部支援課及び一般財団法人 地方自治研究機構の連名で公募した。

①事業名

「住民自治組織における地域の課題解決に向けた活動の推進に関する調査研究」

②目的

自主財源確保や人材発掘・育成の取組は、地区内の交流や地域力向上が図れると共に、地区に居住する「地域のために何か役立ちたい」と考える人とまちづくり協議会とを繋ぐための取組ともなり、まちづくりに関する自主財源の確保や人材不足、担い手不足という喫緊の課題を解決するための有効な手段の一つである。この事業に取り組むことでその効果を実証し、併せて、まちづくり協議会の組織強化、地域の活性化を図ることを目的とする。

③取組の視点（例示）

この事業に取り組んでいく視点として、次のような活動が考えられる。

- (1) ホームページ等を活用した広報活動（他、フェイスブック、動画配信など）
- (2) 防犯活動（コミュニティ見守り活動、子ども見守り隊、高齢者見守り隊など）
- (3) 防災活動（防災訓練、防災マップ作成など）
- (4) 子ども支援活動（子どもの居場所づくり、放課後子ども教室、子ども食堂など）
- (5) 女性の力を活かしたまちづくり活動（高齢者への配食活動、子ども食堂など）
- (6) 交通弱者、移動支援活動（コミュニティ乗合タクシー、買い物支援、外出支援など）
- (7) 地域ブランド、地域製品の開発活動（特産品の開発、農家レストラン、農泊など）
- (8) その他（既に実施している活動などでも構わない）

④公募スケジュール

公募に関するスケジュールは以下のとおりであった。

実施日	名称	内容
平成29年 4月21日(金)	説明会	市からまちづくり協議会に対し、本事業に関する説明を行うと共に公募要領を配布。
5月17日(水)	事前相談会	応募しようとするまちづくり協議会に対し、市及び機構による事前の相談、質問等を受付。
5月31日(水)	公募締切	応募の意志のあるまちづくり協議会から市に対し、応募用紙を提出。

2 選定手順

(1) 公募結果

公募の結果、以下の各まちづくり協議会より応募があった。なお、応募用紙にはこのほかに7月～12月の取組計画、必要経費及び内訳、事業担当メンバー等の記載を求めた。

①長府地区まちづくり協議会

事業名	交通弱者、移動支援事業
テーマ	高齢者の福祉、生活支援
事業内容	コミュニティバスの運営や買い物支援、外出支援の仕組みづくり

②長府東部地区まちづくり協議会

事業名	ふるさと防災マップづくり事業
テーマ	地区防災の危険予知と住民への周知
事業内容	全自治会（22）による危険個所の調査及び防災訓練 防災マップ、小冊子の作成

③豊浦地区まちづくり協議会

事業名	豊浦地区における活性化拠点づくり構想策定事業
テーマ	豊浦地区の活性化の中心となる拠点づくりを検討し、構想としてまとめ、さらにこの構想を地域及び行政に提案する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・地域活性化部会等における検討・議論のまとめ留意すべき視点の抽出・全国の拠点づくりの傾向・特色及び成功事例の整理と視察・豊浦の各分野（農・水・商・観光等）のポテンシャルと地域課題について整理・豊浦地区の特色ある拠点づくりの検討（地産地消の仕組み、地域課題への取組『医療・福祉・買物困難・少子化等』、観光・機能・立地の特色で集客の拡大）・拠点候補地とその評価の整理（成功事例との比較検討）・拠点の概要及び課題整理・地域及び行政への拠点づくり構想の説明

④豊北地区まちづくり協議会

事業名	交通弱者送迎便検討
テーマ	交通弱者、移動支援活動（コミュニティ乗合タクシー、外出支援）
事業内容	昨年度、交通弱者送迎便を試行した（地域、期間限定）が、制度上の制約で中止となった。豊北町での他の交通弱者対策と合わせ検討し、実施可能な方法とその方策を作成したい。

(2) 選定方法

選定に関するスケジュールは以下のとおりであった。このうち審査会においては、事業の目標設定、実施体制、事業継続性、事業費等について総合的に審査を行った。

実施日	名称	内容
平成29年 6月11日(日)	審査会	提出された書類に基づき、各まちづくり協議会が応募内容について市及び機構に対し詳細を説明。その後、市及び機構において内容を審査。
6月20日(火)	選定結果発表	市から各まちづくり協議会に対し、選定結果及び選定理由を文書にて通知。

(3) 選定結果

審査の結果、次の事業案を支援事業として選定した。

- ・長府東部地区まちづくり協議会 ふるさと防災マップづくり事業

なお、選定された長府東部まちづくり協議会については、6月28日(水)に市及び機構との間で事前打ち合わせを行い、以後のスケジュール及び事業の進め方について調整を行った。

第2章 ふるさと防災マップ事業の 実施報告

1 委員会・検討部会の経緯

(1) 年間スケジュール

委員会・検討部会等に関する年間スケジュールは以下のとおりであった。表中の太字は委員会を示す。

実施日	会議名称
平成29年 6月28日(水)	事前打ち合わせ
7月5日(水)	第1回委員会
8月1日(火)	第1回検討部会
9月5日(火)	第2回検討部会
10月18日(水)	第3回検討部会
10月26日(木)	第2回委員会
11月29日(水)	第4回検討部会
平成30年 1月16日(火)	第5回検討部会
2月2日(金)	第3回委員会

(2) 出席者の構成

委員会の構成については、本報告書「委員名簿・作業部会名簿」(P.109)を参照されたい。検討部会の構成は以下のとおりであった。なお、各回の出欠については省略する。

	氏名	所属
1	友松 弘幸	長府東部まちづくり協議会会長
2	村瀬 秀幸	長府東部まちづくり協議会副会長
3	岡田 達昌	長府東部まちづくり協議会副会長
4	竹下 明生	長府東部まちづくり協議会事務局長
5	浦岡 昌博	長府東部まちづくり協議会顧問
6	白木 聖	さつきヶ丘自治会 防災マップづくり検討部会班長
7	岡田 豊昭	八幡町自治会長 防災マップづくり検討部員
8	水野 實	長府四王司町自治会
9	坂口 猛	新四王司町自治会
10	梶山 茂樹	才川一丁目自治会 防災マップづくり検討部員
11	脇田 信行	長府四王司町自治会
12	中島 三男	長府四王司町自治会会長
13	吉富 珪子	松小田中央自治会会長
14	東 卓二	松小田中央自治会
15	和田 克彦	長府さつきヶ丘自治会会長
16	文山 武金	新四王司町自治会
17	原 朗	才川二町自治会会長
18	高松 国男	さつきヶ丘自治会副会長

	氏名	所属
19	大津 三千雄	さつきヶ丘自治会副会長
20	佐藤 潔	大藤園施設長
21	小林 緑	長府地域包括支援センター所長
22	植田 志津子	長府地域包括支援センター
23	岸田 拓士	地方自治研究機構主任研究員
24	唐沢 崇樹	地方自治研究機構研究員
25	石田 玲	株式会社粹文堂代表取締役（基礎調査機関）
26	三好 洋一	下関市福祉政策課課長
27	安田 成興	下関市まちづくり支援課課長
28	山田 哲也	下関市まちづくり支援課課長補佐
29	松井 俊憲	下関市まちづくり支援課主任
30	中藤 信弘	下関市まちづくり支援課地域サポート職員
31	山田 芳博	下関市まちづくり支援課地域サポート職員

(3) 事前打ち合わせ

①実施日時・場所

平成 29 年 6 月 28 日（水） 15：00～17：00 下関市役所

②会議の位置付け

長府東部地区まちづくり協議会「ふるさと防災マップづくり事業」の採択を受けて、市、まちづくり協議会及び機構との間で事業についての意思の確認を行い、以後のスケジュール及び事業の進め方について調整を行った。

③主な議事内容

●全体の確認事項

- ・対象地区は、急傾斜地、津波等による浸水のおそれがある地域から、それぞれ選定する。
- ・高齢者、子どもの視点を可能な限り取り込む。
- ・市の防災安全課による出前講座を実施する。

●ハザードマップの課題確認

- ・市の防災マップとの違いをどのように打ち出すか。
→実際に作成に当たる地域住民への丁寧な説明が必要。
- ・センシティブな問題をどこまで記載できるか。
→まちづくり協議会としてどこまでできるか、検討が必要。
- ・上記を含め、完成イメージを共有することが重要。

●機構より伝達事項

- ・5地区を「ほどほど」で作成するより、2地区を納得のいくまで仕上げしてほしい。
- ・防災マップの必要性について住民の理解が深く、協力体制の整う地区を選定したい。

- ・センシティブな問題は、全てを明らかにしなくてもよい。ただし、まちづくり協議会としての意思決定は行ってほしい。

●進行管理等

- ・毎月の記録を作成し、市の担当者に提出することをルール化する。
- ・先進地視察（現地調査）のレポートは機構にて作成する。

（４）第１回委員会

①実施日時・場所

平成 29 年 7 月 5 日（水） 18：30～20：30 下関市立勝山公民館

②会議の位置付け

本調査研究事業の全体像を共有すると共に、公募から選定に至るまでの経緯を明らかにし、まちづくり協議会自身による事業計画の説明を元に今後の方向性を討議したほか、本事業に関する意見交換を行った。



③主な議事内容

●調査研究企画書について

事務局より、以下のとおり本年度調査研究企画書（案）のポイントを説明。

- ・本事業は、昨年度「住民自治によるまちづくり一人材育成に関する調査研究」に引き続いての取組である。
- ・昨年度は、事例調査等に基づく座学が中心であったが、本年度はまちづくり協議会自らが活動・実践を進めていくという趣旨である。
- ・年 3 回の委員会に加え、月 1 回の検討部会を開催し、具体的な「防災マップ作り」の作業を進めていく予定。
- ・成果としては「自主防災組織の結成」「地区防災マップ」「防災マップ作成マニュアル」の 3 点を期待している。

●公募から選定に至るまでの経緯報告

下関市より、以下のとおり経緯の概略を説明。

- ・ 4 月 21 日（金） 公募に関する説明会を実施
まちづくり協議会がどんな取組をすればよいか、例示などを用いて分かりやすい公募要項となるよう努めた。
- ・ 5 月 17 日（木） 応募に関する相談会を実施
事業計画等の作成はまちづくり協議会には負担が大きいため、応募締切に先立ち相談会を開催、この時点で 4 協議会から相談があった。
- ・ 6 月 11 日（日） 応募協議会の面接及び審査会を実施
応募した各まちづくり協議会に対しヒアリングを行い、その後、市及び機構により審査会を実施、事業の選定を行った。

- ・選考に当たり、事業内容的確性、事業推進体制の確保、次年度以降への事業の継続性、モデル事業としての効果、等の基準を用いて検討した結果、本件「ふるさと防災マップづくり事業」の採択に至った。

●長府東部地区まちづくり協議会の事業計画

長府東部地区まちづくり協議会より、以下のとおり事業計画のポイントを説明。

- ・事業の前提として、長府東部地区は海からすぐ山となる地形であり、沿岸部では台風に伴う高潮・浸水、内陸部では落石・土砂災害等の災害が懸念される。
- ・県や市が作成した防災マップでも危険度が高いとされているが、住民が見ても理解が難しく住民の危険認識や避難につながる防災マップが必要であった。
- ・自主防災組織に関しては、現在、自治会連合会からまちづくり協議会へ移転する協議を進めており、本年7月中には移転が完了する予定である。
- ・代表地区に関しては、全22自治会の全てにおいて防災マップを作成するのは無理なので、浸水地域、急傾斜地域からそれぞれ選定して進めたい。
- ・検討会・訓練に関しては、現在、出前講座の講師・内容・参加者、先進地視察の往訪先・参加者、代表者研修の内容等について検討を進めている。
- ・事業の詳細に関しては、8月以降具体化していく予定。特に防災マップイメージについては8月中には決定したい。
- ・作成に当たっては、中学生の参加を呼びかけ、子どもの視点も反映したい。
- ・災害時に住民自らがどう動くか、避難の判断や経路等も含めて理解できるようなマップを作成したい。

また、事務局より以下の説明を行った。

- ・本事業計画は極めて地に足の付いた計画であると認識している。特に、住民とまちづくり協議会が協力し、自ら作り上げていくという視点には感銘を受けた。事業計画書についても、活動項目が充実しており、かつそれを月ごとの活動計画に的確に落とし込んでおり、完成度が高い。
- ・代表地区は、災害特性ごとに各1地区でも構わない。住民が本当に協力してくれる地区を選定してほしい。高齢者や子どもの視点を取り入れようとする点も素晴らしいが、実際に住民参加を募る上では課題もあることと思う。そうした点も含め、メモでよいので活動報告を作成・提出してほしい。市で取りまとめ、年度末の報告書で取り上げたい。
- ・今後の計画としては、7月から8月にかけて検討・決定を進め、その後は順次研修・視察等へと進めていきたい。そのために、8月1週目くらいまでに第1回検討部会を開催し、具体的な行動計画を作りたいと考える。

まちづくり協議会も了承し、先進事例・視察先等の検討を進めること、代表地区の決定後に事務局も現地往訪して具体案を検討することが決定した。

●本調査研究に対する意見・要望

(赤堀副委員長)

単に防災マップを作成するだけでなく、人材発掘も重要な視点であると考えている。その点で、本委員会の委員構成は男性・高齢者中心という印象を受けるが、女性や若者をもっと取り込んでいくことが課題ではないか。

(事務局 岸田)

まちづくり協議会の現状を考えると、退職者が多くなるのは自然なかたちではある。今後、防災マップ作りやその他の防災活動を進める中で、女性や若者にも活動に興味を持ってもらい、取り込んでいくことが重要。その意味では、委員会のメンバーよりも実際の活動の中に女性や若者が加わってくればよいと考える。

(岡田(達)委員)

女性や若者の参加についてはご指摘のとおりで、これは17まちづくり協議会全てに共通する悩みでもある。長府東部地区においても、22名の委員のうち2名は女性だが、活用し切れていない。本事業を通じ、小中学生にも協力してもらいながら防災マップ作りを進めることで、親の参加も促せるのではないかと期待している。

今回、他にも多くの地域課題がある中で、本事業を採択いただいたことには身の引き締まる思いがする。是非成果を出したいと考えている。

(竹下委員)

まちづくり協議会内部で打ち合わせをした際に、大学生の視点とパワーが欲しいという話が出た。授業の一環として長府地区でまち歩きなどを実践しているという話も伺ったので、是非、防災マップ作りに学生の派遣をお願いしたい。

(赤堀副委員長)

下関駅周辺などでもフィールドワークの活動実績があり、子ども目線、子育て目線、車いす目線での検討を行った。そうした活動の延長として、学生の派遣・協力は可能であると思う。

(村瀬委員)

防災に関しては、もう少しのんびり進めることを考えていた。しかし今回、よいきっかけを得たので、スピードアップする好機と捉えて、子どもも含め防災意識を高めていけたらよいと感じている。

(白木委員)

人材に関して、確かに高齢者ばかりではだめだが、自分のように定年前は隣も知らなかったような人間が、まちづくり活動をするようになるのも人材発掘には違いないと思う。そうした中に、若い人も混じって活動できればよいのではないか。

(岡田(豊)委員)

当面のスケジュールは少々厳しいが、集中して事業の成功に向け取り組んでいきたいと考えている。

(石津委員)

本事業の活動を通じ、新たな人材が発掘できるのではないかと期待している。本事業については、節目ごとに市長・市議会にも丁寧に説明している。その中で、副議長からは「子ども目線を大切にしてほしい」とのコメントがあった。

(本庄委員)

活動に学生が入れば心強いし、事業がもっと広がりを持つと思う。機構はあくまでも縁の下の力持ちなので、是非住民主体で進めてほしい。

(松永委員長)

例えば、昼夜で人口が違う、外国人が多いなど、地域特性はそれぞれに異なる。したがって、作業を始める前に、対象者・関係者の分析をきちんと行ってほしい。

また、防災マップだけが最終目的ではなく、学生や子ども、女性、若者などを含めた皆が地区を歩いて、体験・体感することが大切である。そうした活動により、いろいろな視点が入られると同時に、人材発掘も進むのではないかと。委員の意見も含めて今後の取組を進めてほしい。

(5) 第1回検討部会

①実施日時・場所

平成29年8月1日(火) 18:00~19:30 下関市立長府東公民館

②会議の位置付け

防災マップ作成の対象地区を、当該候補地区の住民も出席の上で最終決定した。また、先進地視察(現地調査)の対象を決定し、住民説明会・勉強会の実施方法を検討すると共に、以後のスケジュールを確認した。



③主な議事内容

●事業趣旨の説明等

地方自治研究機構より、以下のとおり説明。

- ・地方自治研究機構は全国の自治体が抱える課題を共に解決するための共同調査を行う機関である。
- ・本年度、下関市から4つの事業が提案されたが、その中で唯一、長府東部地区まちづくり協議会のふるさと防災マップづくり事業が採択された。防災マップを作る中で住民が集まり、話し合いながら進めていくことが重要と考える。
- ・機構としては、完成品(あらゆる長府東部地区の色々な地区の防災マップ)をきれいに作らなくてもよいと考えている。少数の地区でも、地区住民が話し合い、手作りで完成させることで十分である。今年度の案件(事業)であり、12月までに防災マップを作成する必要がある。防災マップづくりに参加して、気が付いたことや意見を出していただければ、それを報告書にまとめた。「長府東部地区はこのように作った」というレポートを提出していただき、他の地区や全国の自治体にも見てもらう予定である。

続いて、長府東部地区まちづくり協議会事務局より、以下の点について提案・説明。

- ・ハザードマップに関する出前講座の講師派遣について。
- ・ふるさと防災マップづくり事業計画について。

●調査対象地区の決定（モデル地区）

- ・土砂災害警戒区域

新四王司町・長府四王司町・長府さつきヶ丘町の3自治会をまとめて一地区とし、対象地区とする。

- ・津波・浸水警戒区域

松小田中央自治会を対象地区とする。

- ・その他

才川二町自治会より、平成11年の大水害（台風・高潮）による浸水被害はなかったこと、才川二町は土砂災害に力を入れていること、才川二町としては、山に接しているため土砂災害に地域住民の関心があることなどから、今回はモデル地区から外してほしいとの要望があり、了承された。

●現地調査対象事例の決定（先進地視察）

- ・現地調査事例に関する提案

初めに、白木委員より別添、防災マップ事例一覧に基づき説明。白木委員による先進地視察の提案は、岡山県岡山市（河川・洪水）と岡山県真庭市（土砂災害）の両市を視察であった。また、山口県の防府市は、別枠で考えてはどうかとの提案がなされた。

- ・現地調査事例の決定（先進地視察）

現地調査先は、岡山県岡山市と岡山県真庭市の2か所に決定。

他に、防府市については、距離的に近く往訪が容易なため、別枠で検討することとした。

調査の日時は、8月下旬から9月上旬で実施したいが、先方に合わせる必要がある。先方との交渉（日時等）は、下関市まちづくり支援課が行う。先方への質問事項については、機構と白木委員とで相談の上、作成する。

●住民説明会・勉強会の実施方法

以下のとおり決定した。

- ・下関市ハザードマップに関する説明会の開催
- ・講師：下関市防災安全課
- ・日時：8月17日（木）19：00～21：00
- ・場所：長府東公民館 2F 視聴覚室
- ・参加者：長府東部地区自治会、防災担当者等、約40名程度

●8～9月のスケジュール

- ・9月3日（日）に防災講習会「震災からの教訓」を開催する。
- ・9月5日（火）に第2回の検討部会を開催する。
- ・実際の災害危険地区の現地調査するに当たっての、まち歩きの実施計画書（作業方法等）について、9月5日までに白木委員が作成し提案することとなった。

●その他

- ・避難場所について

（才川二町自治会）

避難場所について、先日の豪雨で市から障がい者への避難勧告が出たが、市が指定した避難

場所（長府東公民館）の資材（毛布等）が少ないことなどから避難場所としての受け入れができなかった。避難場所の整備を市に要望すべきではないか。

- ・市への要望・提案について

（事務局 岸田）

防災マップを作成するに当たり、下関市の防災に対する考え方についての疑問や要望を整理したい。この調査を通じて「住民の努力でこのような防災マップを作った」「その防災マップを作成期間中にこのような疑問点が生じた」といった点も調査の一つの成果として、まちづくり協議会から市に対し、要望・提案していくことが望ましいと考えている。8月17日の防災安全課による出前講座で防災に関する疑問や要望を伝えてはどうか。

- ・高齢者や要介護者への把握について

（長府地域包括支援センター）

長府地域包括センターから見た地域の課題として、防災時にどのように自分たちが動いたらよいのか、センターも地域住民も不安に思っている。そこで、センターとまちづくり協議会が一緒になって考えていけたらよいと考えている。

- ・防災マップの完成度について

（事務局 岸田）

作成した防災マップは成果の一つであるが、例えば80%、70%の完成度でも構わない。ただし、次年度以降、防災マップの完成度をどのような手順で高めていくか、その計画を検討し、報告してもらうことが必要である。防災マップを、いかにして「今どのような状態か」を示すものから「住民をどのように救うのか」を示すものへと高めていくか、その道筋を示すことも成果と考えている。どんどん話し合っ、結論が出ないものは検討課題として整理し、引き続き検討していく。それにより、後進のまちづくり協議会や他の地区で防災マップ作成するとき、どのような手順で進めたかがよく分かり、参考になると思われる。

現地視察

検討部会に先立ち、長府東部地区について現地視察を実施し、地形・環境の確認を実施した。

- ・長府東部地区は幹線道路が走り、いわゆる集落的な町ではなく、家屋の多い住宅地である。
- ・家屋は坂の上の傾斜部に建てられている地域と、海近くの平野部に建てられている地域に分かれる。海近くの平野部では過去に浸水被害も発生している。



(6) 第2回検討部会

①実施日時・場所

平成29年9月5日(火) 18:00~20:00 下関市立長府東公民館

②会議の位置付け

夏期に実施した先進地視察、防災講習会について概要報告を行った。また、防災マップ作成上の課題(マップの版形、サイズ、カバーエリア等)や、地図以外に掲載すべき情報等の検討を行った。さらに、この後に実施するまち歩き、及びそれに続く防災マップ原稿作成について工程の確認を行った。



③主な議事内容

●防災マップ先進地視察報告

8月29日(火)~30日(水)に実施した先進地視察の概要について、白木委員より報告。視察から間もないため、本検討部会では概要のみとし、詳細は別途報告書にまとめる(本報告書「第3章 現地調査報告」(P.39)参照)。

◆岡山県真庭市(8月29日)

- ・小学生の参加なし
- ・作成期間は8か月
- ・要援護者に対するシステムが確立
- ・古井戸を災害時の水源として活用
- ・福祉避難所として近隣のホテルと契約

◆岡山県岡山市(8月30日)

- ・海拔0m地帯の事例
- ・大手企業の所有地を避難所に活用
- ・小学生の参加なし
- ・国土交通省・市の支援により優れた防災マップを作成
- ・要援護者に対する体制が充実

●防災講習会の報告

9月3日(日)に実施した防災講習会の概要について、白木委員より報告。

- ・講師：金芳 外城雄(特定非営利活動法人 神戸の絆 2005 専務理事)
- ・テーマ：「阪神・淡路大震災からの教訓」

●防災マップの具体的内容及び作成方法

(防災マップへの記載事項等)

記載事項の前提となる防災マップの大きさ等も含め検討し、以下のように決定した。

検討事項	決定事項
<p>(大きさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きさとカバーエリアの関係をどうするか。広くカバーするならA1 (A全)、全戸配布ならA4というように、活用法との兼ね合いで考える必要がある。 ・地図の隙間となるエリアをどうするか。 ・紙ベースとするかデータ活用も考えるか、裏面を活用するかどうかでも、望ましい大きさは異なる。 ・各エリアを1枚とし、なるべく避難所(小学校等)が入るようにしたい。 	<p>(大きさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元の大きさはA0～A1 (A全)程度の大版とする。 ・配布時はA4程度(折ってA4も可)とする。 ・裏面にも情報を載せる。
<p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あれもこれも」ではなく、住民の活用在即した防災マップを作成したい。 ・資料にある項目が全て必要か要検討。 ・避難経路を掲載したい。 ・急傾斜地・土砂災害エリアなど、公開に配慮を要する項目をどうするか。 ・要援護者の対応・記載をどうするか。 ・市の避難所とは別に「地元お勧め避難所」を掲載することは可能か？ 	<p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち歩きを行い、その際の住民による視点を重視して作成する。 ・資料にある項目は全て残しておき、まち歩きの結果に基づき取舍選択する。 ・避難経路は複数候補(水害時の代替ルートなど)を掲載する方向で進める。 ・要配慮項目はほかすなど配慮する。 ・要援護者は公開版には記載できないので、別途協議・検討することとする。 ・「地元お勧め避難所」を市として直ちに追認することは難しいが、指摘はしてほしい(下関市より)。

(要援護者対応について)

白木委員より「要援護者を含む防災マップは、通常版とは別に作成し、限られた人が持つことで対応すべきか」という問題提起があり、以下のような意見交換が行われた。

- ・自治会や民生委員との調整も必要であり、本年度の事業に含めるのは時間的に無理がある。
- ・それでも、何かしらの取組は始めておきたい。
- ・基本は自治会あるいはより小さい組織(班など)で対応すべき問題。それが無理な場合は、まちづくり協議会や自主防災組織で取り組む必要は生じるかもしれない。
- ・防災に関するシステムを作るのは、やはりまちづくり協議会ではないか。
- ・基本情報を市が保有していることは分かっているので、まちづくり協議会としては、防災対応上、個人名簿を作成するか、要援護者版の防災マップを作成するか、作成したとして誰が所持するか、等が検討課題と思われる。
- ・市の情報は、本人の希望がベースのため、実際はより多くの要援護者が存在すると考えられる。その割り出しはより繊細な問題をはらむので、自治会の福祉委員会をはじめ、地域包括

支援センターや民生委員との協力が不可欠である。

意見交換及び検討の結果、要援護者対応については、原則として本事業における防災マップ作成とは切り離し、自治会（福祉委員会）、地域包括支援センター、民生委員などとも調整の上、話し合いの場を設ける方向で進めることとなった。ただし、そうした経緯や、将来に向け何をすべきかをまとめたものが作成できれば、報告書に掲載することとした。

●まち歩きの方法について

白木委員より次のとおり説明。なお、まち歩き及び原稿作成については、本章「2 防災マップ作成の経緯」（P.37）を参照されたい。

- ・「準備するもの」の表を用意した。これを見ればまち歩きの大まかな手順が分かるようになっている。
- ・まち歩きでは、白地図を画板に載せて、書き込んだり、付箋を貼り付けたりする。
- ・写真撮影も同時に行うが、整理して貼り付けるのは後日で構わない（情報の取捨選択は後日行う）。
- ・1組は5名とする。各自の仕事は「まち歩き役割分担表」として整理した。
- ・メンバーは、町内・町外どちらからの参加者にも一長一短あるが、最低1名は地元在住者（地域を知っている人）を含める。
- ・まち歩きのマニュアルは、現状では特に作成せず、調査者のセンスで進める。
- ・当日のスケジュールを記した「時間割」を用意した。
- ・昼食は自宅に帰ってもよいが、できればミーティングに充てるのが望ましい。
- ・基本的には、1地区を1日で回れると考えているが、雨に備えて予備日を設ける。

●まち歩きの日程及び11月以降の全体工程の確認

スケジュールは、山側・海側は原則として別日とし、まちづくり協議会の役員が可能な範囲で参加する。本日時点で、予定日は以下のとおりとする。

- ・山側地区：9月17日（日）
- ・海側地区：9月18日（月祝）

まち歩き後の防災マップ作成について、スケジュールの概略は以下のとおり。

- ・10月：ある程度の清書を行い、正式原稿とする
→基礎調査機関へ正式原稿提出
- ・11月：基礎調査機関にてデータ作成
→まちづくり協議会にて検討・修正箇所指摘
- ・12月：基礎調査機関にてデータ修正
→防災マップ（正式データ）完成
- ・1月中旬まで：防災マップ作成マニュアルの作成（第3回委員会前までに要完成）
- ・2月末：本年度事業終了
(印刷及び配布は、原則として本年度事業の範囲外とする)

●小中学生の参加について

小中学生の参加については、スケジュールの確定後、まちづくり協議会として学校長に連絡の上、候補者本人に直接、趣旨及び作業内容の説明を行い、協力を要請する。

学校長に候補者の推薦を依頼することも考えられるが、生徒会長などに直接働きかけた方がよいとの意見もあり、学校長とも相談の上でアプローチ方法を決定する。他に、できれば中学生にも参加してほしいとの意見が出された。

●報告書等に関する提案

事務局 岸田より、報告書構成案について次のとおり説明。

- ・第1章には、4月～6月の事業公募・選定経緯等を掲載する。
- ・第2章には、現在進めている検討部会の経緯、防災マップ作成の実務等を掲載する。
- ・第3章には、8月に実施した現地調査の報告を掲載する。
- ・第4章には、本事業における防災マップの考え方や特徴を掲載する。
- ・第5章には、今後の事業継続に向けた課題を整理し掲載する。

(7) 第3回検討部会

①実施日時・場所

平成29年10月18日（水）18：00～20：00 下関市立長府東公民館

②会議の位置付け

夏期に実施した先進地視察、防災講習会について詳細報告を行った。次に、これまでに実施したまち歩き、及びそれに続く防災マップ原稿作成に基づき、課題や問題点の抽出と、その解決策についての討議を行い、第2回委員会に諮る成果物（防災マップ原稿）についての意思の確認を行った。



③主な議事内容

●防災マップ先進地視察報告

8月29日（火）～30日（水）に実施した先進地視察の詳細について、事務局より報告。内容については、本報告書「第3章 現地調査報告」（P.39）を参照されたい。

●9月3日 防災講習会報告

9月3日（日）に実施した防災講習会の詳細について、白木委員より報告。前回の報告に加え、当日の参加者は103名、下関市役所からも3名の参加があったことが報告された。今後、同種の防災講習会を開催するに当たっては、より参加者の知識を深められるよう、内容を検討していきたいとのことであった。

●マップ作成経過報告

前回の検討部会以降に実施したまち歩きの結果に基づき、危険箇所等を手書きで記入し、さらに注釈を加えた地図を提示し、意見交換を行った。

検討事項	今後の方向性
<p>(マップ記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推奨避難路を記載しているが、その避難路も被災する可能性がある。 ・市指定の避難場所に行くまでに、危険箇所を通らなければいけない場合がある。 ・危険地域などは、主に記録に基づき設定したが、住民の記憶も加味したため、主観が入るおそれがある。 	<p>(マップ記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あくまでも現状を確認して避難してもらうよう、注記等で明示する。 ・避難所等の表記のしかたや、記載内容を引き続き検討する。 ・ある程度主観が入るのはやむを得ないので、防災マップが絶対ではないという前提の下に進める。
<p>(全体構成・レイアウト等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体を2分割（四王司・新四王司・さつきヶ丘／松小田中央）してはどうか。また、注釈等は欄外の方がよいのでは。 ・裏面には何を記載するのか。 	<p>(全体構成・レイアウト等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所が図に入らなくなるなどの弊害も考えられるので、今後レイアウト見本等を通じ検討する。 ・裏面には防災基礎知識、解説等を掲載する詳細は第3回検討部会をめぐりに整理。
<p>(課題等の扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状における災害時の問題点や改善提案をどのように記載するか。 ・課題の整理はよいが、市への要望となると本事業の趣旨とは異なるのでは？ 	<p>(課題等の扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題点・改善提案と言うよりも、地域における課題として、別途整理する。 ・本事業の報告とは別に、地域としての課題をまとめ、要望書等のかたちで整理する。

(友松委員)

防災マップは、作成自体が目的ではない。住民の安全・安心を確保することこそが目的であり、災害時に住民が「どう逃げるか」が分かることが重要。したがって、課題等については本事業とは別に、まちづくり協議会として取りまとめることとしたい。

(事務局 岸田)

本事業の報告書に関しては、「課題」すなわち「住民自身が気をつけるべきこと」までは記載すべきと考える。その「課題」の解決に向けた市への「要望」等については、本事業とは別に、まちづくり協議会が対応してほしい。

(村瀬委員)

今回で防災マップのたたき台ができた。内容をよりよくするための検討部会なので、本日はもちろん、今後も引き続き積極的に意見を出してほしい。

●防災マップ編集作業の内容確認と日程

(今後の日程)

- ・本日、防災マップの手書き原稿を基礎調査機関に渡す。
- ・基礎調査機関は11月5日（日）までにデータ化作業を行う。
- ・11月5日（日）につくろう部会を開催、裏面記載内容等の検討を進める。
- ・11月29日（水）をめぐりに、第4回検討部会を開催する。
- ・両面のデータ完成は12月12日（火）をめぐりとする。

- ・第3回委員会は2月上旬に開催し、防災マップ及び報告書の承認を得る。

●今後の作業等について

今後の内容作成（主として裏面あるいは欄外に記載する内容）については、作成メンバーを募ることも提案されたが、まちづくり協議会の「つくろう部会」でたたき台を作成し、その後意見交換を行って仕上げていくことで了承された。

また、防災マップの完成後、住民に対する説明会が必要という点も部会内で一致したが、印刷・配布は本事業の範囲外となるため、引き続き検討を行うこととして了承された。

●その他

- ・市のハザードマップ作成について

（下関市）

市は、平成29年度の事業としてハザードマップの作成を進めており、パブリックコメントを募集する予定だが、まちづくり協議会としての意見も欲しい。

（友松委員）

まずはまちづくり協議会の運営委員会に諮ってほしい。

（8）第2回委員会

①実施日時・場所

平成29年10月26日（木）18:00～20:00 下関市立長府東公民館

②会議の位置付け

第1回～第3回検討部会の結果を受け、防災マップづくりの経過及び課題の報告を行った。併せて、先進地視察（現地調査）、防災講習会について委員会に対する報告を行った。第1回委員会と同様、他まちづくり協議会から多数のオブザーバーの参加を得て、活発な質疑応答が行われた。



③主な議事内容

●第1回検討部会報告

白木委員より、以下のとおり第1回検討部会のポイントを説明。

- ・機構からの事業趣旨説明——完成度を高めることよりも、自分たちでやるのが大切。
- ・マップ作成対象地区の選定——山側、海側各1地区を選定。
- ・先進地視察先の決定——機構から上がった候補地14～15地域をマトリクス化し2件を選定。

●説明会（勉強会）の報告

8月17日（木）に下関市防災安全課を招いて開催した説明会（勉強会）について、次のとおり概要を説明（詳細は本報告書「防災マップ作成マニュアル」（P.73）参照）。

- ・市作成のハザードマップに関する説明を実施した。

- ・同ハザードマップにない内容等を盛り込むよう、市からの提案・アドバイスがあった。

●先進地視察（現地調査）の報告

8月29日（火）～30日（水）に実施した先進地視察の詳細について、事務局より報告。内容については、本報告書「第3章 現地調査報告」（P.39）を参照されたい。

●防災講習会の報告

9月3日（日）に実施した防災講習会の内容紹介を行った。

- ・テーマは「震災からの教訓」であった。
- ・103名の参加を得て、有意義な講習会となった。

●第2回検討部会報告

白木委員より、以下のとおり第2回検討部会のポイントを説明。

- ・防災マップづくりについて、具体的なまち歩きの時期や方法、全体スケジュールを調整。
①まち歩き用地図→②暫定まとめ図→③編集加工図 の手順を確立。今後、編集作業に入り、周辺情報も入れて12月に完成予定。
- ・小中学生の参加について提案されたが、学校行事等との兼ね合いで結果的に参加できず。

●第3回検討部会報告

白木委員より、以下のとおり第2回検討部会のポイントを説明。

- ・防災マップの検討事項を討議。
サイズはA1かA2か、全地区1枚か各地区1枚（計2枚）か →次回検討部会で決定。
- ・編集作業の進め方とスケジュールを決定。
- ・要援護者対応の課題について討議。
当初は簡単かと考えていたが、個人情報やプライバシーの問題があり、意外に難しいことが分かった。次年度のまちづくり協議会における重要なテーマとなると思われる。

●現在の防災マップの状況説明

白木委員より、以下のとおり防災マップの進捗状況等について説明。

- ・実際に地図に書いてみると、災害避難時の課題が見えてくる。特に、当地区においては避難所に行くのが困難な場合も想定されることが分かったので、言葉は難しいが臨時（自主）避難所のような場所を設定し、何らかのかたちで住民に周知していく必要があるかもしれない。
- ・今後、防災マップづくりは編集作業に入る。細かい点としては、文言の調整、写真の選択、タイトルの決定、用紙サイズの選定などがあるが、検討部会で大筋の方向性は見いだせており、1か月程度で詰めていく予定である。
- ・現状では、A4版表裏とし、壁貼りではなく手に持って使うことを想定している。
- ・スケジュールとしては、おおむね年内に検討事項を決定し、1月予定の検討部会で詳細を詰め、2月上旬予定の第3回委員会でお披露目としたい。

●報告書構成案

事務局 岸田より、報告書の内容について次のとおり説明。

- ・長府東部地区が、具体的にどのようにして防災マップを作成したのか、その経緯を是非とも記録したい。その記録こそが、他地区の参考になると考えている。

- ・上記の経緯を元に「防災マップ作成マニュアル」を作成し、報告書にも掲載したい。
- ・課題については、次年度以降に取り組むべき内容として報告書に掲載したい。

(9) 第4回検討部会

①実施日時・場所

平成29年11月29日（水）18:00～20:00 下関市立長府東公民館

②会議の位置付け

第2回委員会での問題提起を受け、市より福祉政策課担当課長を招き、災害時要援護者に関する相互協力について依頼し、了承を得た。そのほか、データ化が完了した防災マップを基に、この時点で未定となっていた詳細事項や、地図以外の記載内容について検討を行い、決定した。



③主な議事内容

●防災マップに関する検討

防災マップの作成上、継続して検討事項となっていた各項については、次のように決定した。

検討事項	決定内容
(全体構成・レイアウト等) ・全体を2分割（四王司・新四王司・さつきヶ丘／松小田中央）してはどうか。また、注釈等は欄外の方がよいのでは？ ・地図の版形、及び片面（壁貼り前提）／両面（持ち歩き前提）はどうするか。	(全体構成・レイアウト等) ・使い勝手を考慮して、2分割とし、注釈等は原則として欄外に記載する。 ・しまい込んでしまっでは活用されないの で、表面に全ての情報を記載して、壁に貼れるように作成する。その際、縮尺等は各地区の状況に応じて検討する。 ・版形はA1版とし、半分を地図、余白にその他の情報を掲載する。
(地図以外の記載事項) ・地図以外に、欄外に記載が必要な内容は何か。	(地図以外の記載事項) ・以下の各内容を記載する。 市から発表される避難情報の解説 地区及び周辺の避難所・避難場所一覧 非常時持ち出し品チェックリスト 情報入手先に関する情報 ・各種連絡先や、台風のメカニズム等の情報は不要と判断し、掲載しない。

なおこの後、12月13日（水）に別途小打ち合わせを行い、上記項目の詳細を詰めると共に、

以下の各項を追加・修正した。

- ・現地調査（まち歩き）の日付を入れる。
- ・制作は「長府東部地区まちづくり協議会」とする。
- ・方位・スケールバーを入れる（縮尺は対象町内会によって微妙な違いが出るため割愛する）。
- ・長府運動場の付近に「体育館は避難場所でない」旨を注記する（一覧表も同様）。
- ・本事業の事業名及び事業主体を記載する。
- ・原図（都市計画図）の使用に関する下関市長の承認について記載する。
- ・背景色は水色を採用する。
- ・その他、デザイン上の小修正。

●次回委員会に向けた対応

事務局より、次回委員会までに必要な成果物として、以下が提示された。

- ・防災マップ（完成版）
- ・防災マップ作成マニュアル
- ・次年度に向けた検討課題（防災課題、要援護者対応）

そのため、第5回検討部会を開催し、成果物の確認を行うこととした。

(10) 第5回検討部会

①実施日時・場所

平成30年1月16日（火）18:00～20:00 下関市立長府東公民館

②会議の位置付け

第3回委員会に向け、本年度の成果物となる防災マップ、防災マップ作成マニュアル、及び次年度の課題について、最終的な修正箇所の確認と意識合わせを行った。また、本事業の終了後に、防災マップ及び防災マップ作成マニュアルの印刷・配布について検討することを確認した。

③主な議事内容

●防災マップの修正

防災マップについて、白木委員より以下の説明があった。

- ・第4回検討部会で議題となった、災害種別による避難所開設の有無については、地図上にマークを表示すると共に、一覧表上で赤い×印を付けて分かるようにした。
- ・避難路については、他の災害については適用となるため、そのままとした。また、避難路は「推奨」であって絶対ではないので、矢印等で使い方を限定することは行わない（この点は、まち歩きの後にコンセンサスをとった）。

以下の事項が指摘され、修正を行うこととなった。

- ・施設の新設・廃止に伴う修正、記載誤りの修正。
- ・避難路が有効なのは当該避難所が開設される場合のみとなる箇所があるので、その旨をコメントとして追記する（避難所一覧表に追記）。

●防災マップ作成マニュアル

今回、初提出となる防災マップ作成マニュアルについて、白木委員より以下の説明があった。

- ・次年度以降、初めて携わる人が参考とできるように内容を検討の上、作成した。
- ・全体の流れをチャートで示した。
- ・まち歩きの方法を細かく記載した。なお、使用した道具は保管してあり次年度も使用可能。
- ・地図への記入方法は、まず付箋を使用した思いついたことを貼っていき、その後、清書する方法でよいと思う。
- ・電子データ化については、予算の関係もあり、本年度と同様に行うのは難しいかもしれない。また、電子マップ化も今後の課題である。
- ・要援護者対応については、掲載すべきか悩んだが、大切なことなので課題として記載した。次年度以降も、引き続き重要課題として取り組んでいきたい。
- ・年間スケジュールも記載した。本年度は実質9月からの作業となったので、次年度以降はもう少し早く開始した方が余裕ができてよいと思う。夏休みに作業すれば、小中校生の参加も期待できる。
- ・先進地視察（現地調査）も掲載すべきか悩んだが、次年度以降に初めて取り組む人の参考になると考え、全文を添付した。これを読めば「防災マップとは何か」が分かると思う。
- ・本マニュアルは初版であり、今後、周囲の意見を取り入れつつ改版していきたい。

(11) 第3回委員会

①実施日時・場所

平成30年2月2日（金）18:00～20:00 下関市立長府東公民館

②会議の位置付け

本年度の事業の締めくくりとして、成果物となる防災マップ、防災マップ作成マニュアル、及び次年度の課題について、最終的な説明と確認を行い、委員会として承認した。その他、防災マップの作成を終えての意見交換等を行った。

③主な議事内容

●防災マップの説明

白木委員より、本事業により作成した防災マップについて以下のとおり説明。

(防災マップの位置付け)

- ・自治会において「本防災マップと、市作成のハザードマップとは違いがあるのか？」という質問が出たが、作成側としては違いは「ある」と解釈しており、そのように回答した。
- ・具体的には、ハザードマップは「どの区域にどのような危険があるか」を示す地図であるが、防災マップは「具体的な危険箇所はどこか」「避難先はどこが望ましいか」「コンビニはどこにあるか」といった、防災に関してより生活視点で捉えた地図であると考えている。

(地区の選定)

- ・地区の選定に関しては、主に土砂災害を対象とする地区として四王司・新四王司・さつきヶ

丘自治会（以下、山側地区）を、主に浸水災害を対象とする地区として松小田中央自治会（以下、海側地区）を選定した。

（地区ごとの課題）

- ・防災マップ作成に当たり悩んだ点は、山側地区では避難路が狭い市道1本しかなく、川沿いのため増水の危険があることであった。3自治会1,300人が一斉に車で避難すればパニックが起きる。このような現状を確認できたことには意義があり、防災マップ配布時に住民に認識してもらうことが必要と考えている。
- ・山側地区では、防災マップの作成開始当初、小中学校を避難所として想定していた。しかし途中で、土砂災害時には小中学校が避難所として開設されず、避難先が乏しいことが判明した。状況によっては、避難せずに公民館や町民館で待機し、市の防災安全課に連絡して対応を待った方が安全かもしれない。そのことが分かった点は、本事業の成果として大きかった。
- ・海側地区では、防災マップ作成におけるまち歩きで、地区内に川が3本あり、高潮時には逆流のおそれがあることを再認識した。また、まち歩き時に1994年の浸水水位が記録されている壁を発見し、これを標高に換算して想定水位とした。さらに標高だけでは不十分と考え、地元住民への聞き取り調査も実施した。
- ・長府体育館が避難所ではないことも今回確認した。行政の立場を考えれば理解できるが、地元住民は「ではどこへ逃げるか」を考えることが重要である。

（全体的な課題）

- ・全体的に、避難所の絶対数が不足している。防災安全課からは、避難所が不足したり、避難が長引いたりする場合はバスで他の場所へ移送する旨説明を受けているが、今後、自治会連合会・自主防災組織及び市で継続的に協議を続けていく必要があると考えている。
- ・防災マップには、市の防災メールについても説明を載せた。今後、市からの情報を適時得るために、説明会その他を通じ、防災メールの積極的な活用を住民に周知・啓発していきたい。

防災マップに関する質疑応答は以下のとおり。

（石津委員）

1枚のマップでいろいろな情報を網羅しており、大変分かりやすい印象を受けた。ここまでに至った経緯をお聞かせいただきたい。

（白木委員）

当初は、ただで保管することを前提に、1枚の地図で山側・海側両地区をカバーし、裏面に諸情報を掲載する考えであった。しかし、検討部会において、それでは活用が進まないとの意見が出され、壁に貼ることを前提とするよう変更した。そのため、2地区を分割して2枚の地図にし、諸情報も表面に掲載することとした。これにより、分かりやすい防災マップにすることができたと思う。

その際、地区を小さく分けすぎると、避難所が図内に収まらないといった問題が起きるので、これから作成する地区では実情に合わせて適宜調整してほしい。

（石津委員）

壁に貼るといのはよいアイデアであり、ゴミの収集カレンダーのように定着・活用が進むことが期待できそうだ。

●防災マップ作成マニュアルの報告

白木委員より、本事業により作成した防災マップ作成マニュアルについて以下のとおり報告。

(マニュアルの意義)

- ・本事業は、防災マップの作成のみで終わるのではなく、今後、他地区でも順次取組を進めていく。そのため、次年度以降初めて携わる人が分かるように、本年度の活動内容をまとめたものが本マニュアルである。初めての人でも分かるように、丁寧な記載を心がけた。

(先進地域の視察)

- ・本マニュアルの記載の中で、先進地域の視察は大変勉強になった。実施してよかったと思う。2地区とも、自主的に活動していた点が印象に残っている。
- ・真庭市の事例では、自分たちで福祉避難所を作り上げた点、岡山市の事例では、同じく自分たちで企業と交渉して避難所を確保した点が特筆される。
- ・両事例とも、災害時要援護者に対する取組でも先進的であった。この点に関しては、下関市でも同様の取組が行えるはずであり、そのことが分かった点が大きな収穫であった。

(作業上のポイント)

- ・詳細はマニュアル本編（本報告書「防災マップ作成マニュアル」(P.73)）を参照願いたい作業上のポイントは以下のとおり。
 - まち歩きに使用する地図は、住宅地図が大きくて書き込みやすい。
 - 今回は消火栓を掲載していない。理由は、住民自身による操作が難しいため、及び地図が煩雑になるのを避けるためである。今後作成する地区では、掲載を検討してもよいかもしれない。
 - 日程の決定が意外に大変であった。自治会行事、運動会等との重なりを避けるためには、夏休み前にまち歩きを行った方がよい。
 - 実際にはまち歩きは午前中で終わったが、昼食をとりながらの話し合いが、いわゆるツールボックスミーティング(TBM)として機能し、大変有意義であった。得るものが多いので、是非実施すべきである。

(作業上の問題点)

- ・平成25年の災害対策基本法等改正に伴い、避難所に関して災害種別による区分ができた（災害種別により開設されない避難所が定められた）が、作業開始後の11月になって初めてそのことを知った。住民には「学校へ逃げれば安心」という意識が強いので、今後、避難所について周知徹底を図る必要がある。
- ・場合によっては、避難すべきか否か検討を要する地区も出てくる。個人が自己責任で判断することを徹底する必要がある。

防災マップに関する質疑応答は以下のとおり。

(石津委員)

まち歩きは夏休み前がよいとか、ミーティングの効果が高かったといった「気付き」が得られたことは有意義だったと思う。これから活動を行う人に、他にもアドバイスがあればお願いしたい。

(白木委員)

マップづくりは、ゆっくりと見て、とにかく書き込むことに尽きる。

まち歩きときは、関係ないことも書き込んで、写真もたくさん撮っておく。そして、忘れないように時間をおかずに整理し、編集することが大切である。また、まち歩きではどこをどう歩くか、例えばルートを「一筆書き」にするなど、リーダーがよく検討することである。

実際にやってみると、まち歩きは遠足のように楽しい。長年住んでいても知らない場所もあり、初めて訪れるところは非常に新鮮であった。

(友松委員)

今回の事業で最も強く感じたことは、たとえマニュアルがあっても、そのとおりにやればできるものではないということだ。白木氏というリーダーの存在があればこそ、短時間で防災マップを完成できたのであり、その情熱には敬服する。白木氏の防災士としての知識と、やる気と、人のまとめ方すなわちリーダーシップとが、極めて重要なポイントであったと考える。

●防災マップ・防災マップ作成マニュアルに対する意見

オブザーバーの意見は以下のとおり。

(新四王司地区)

- ・小中学校に児童・生徒の参加を要請したが、今回は諸事情により実現せず、非常に残念であった。児童・生徒が参加すれば、両親の参加も期待でき、地域の防犯・防災にも大いに役立つので、今後の課題としたい。
- ・リーダーシップの重要性を再認識した。また、まち歩きや視察に参加したことは大変有意義であった。長年住んできた町内でも新しい発見があり、今後に生かしていきたい。

(山の田地区まちづくり協議会)

- ・当地区では来年度、防災マップづくりに取り組む予定である。大変素晴らしい防災マップを拝見して、自分たちがどれだけできるか不安でもあるが、積極的に取り組んでよいものを作りたい。

(吉見地区まちづくり協議会)

- ・防災マップづくりの過程を詳細に見ることができ、参考になった。

(中東地区まちづくり協議会)

- ・当地区でも大まかな防災マップは作成済みだが、長府東部地区の防災マップを拝見して、当地区でもあらためてまち歩きを行い、整備を進めたい。
- ・要援護者の問題は当地区でも悩みの種である。本日の議論を参考にしたい。

(内日地区まちづくり協議会)

- ・今回の防災マップを参考にして、当地区でも進めていきたい。人材に関しては、リーダーシップが最も重要だと感じた。現状では、地区内にもやる気には温度差があるので、今後の課題である。

(勝山地区まちづくり協議会)

- ・貴重な資料を拝見できて感謝している。当地区では、防犯については取り組んできたが、防災はこれからである。隣接地区なので大変参考になった。
- ・これこそが本当に「生きるため」の防災マップだと感じた。消防団や自主防災組織の整備が不十分な中で防災マップづくりに取り組んだことには大きな意義があり、災害時に機能する

と共に、消防団等を組織する契機になればと思う。

●参考事例の紹介

参考事例に関しては、本報告書「第5章 今後の事業継続に向けた検討事項」の「6 本事業に関する参考事例」(P.106)で紹介しているので、そちらを参照されたい。

●報告書作成案

(事務局 岸田)

本年度の事業は、本日これまで挙げた様々な「気付き」があった点、住民への周知や要援護者対策をはじめいくつかの課題が見えてきた点で意義があった。

本事業では、17のまちづくり協議会の活性化をテーマに公募を行い、防災マップづくりをテーマに自主的な活動を提案した長府東部地区を採択し、1年間支援してきた。この経緯を記載するのが第1章である。

長府東部地区では、機構が出席しただけでも委員会のほかに5回の検討部会を開催し、またそれ以外にも多数の作業や打ち合わせを行って防災マップを完成させた。こうした過程は、報告書の第2章として記録していく。

第3章以降には、現地調査の報告、防災マップの趣旨やハザードマップとの違い、本委員会で白木委員が発表した作成作業の詳細、今後の検討課題等を記載し、次年度以降、他のまちづくり協議会の活動の参考となる内容とする。

今後、市及び長府東部地区まちづくり協議会の協力の下で校正を進め、年度内には印刷を完了し、全まちづくり協議会に配布する予定である。

(松永委員長)

本日出された各委員・アドバイザーの意見も踏まえて、報告書をまとめてほしい。

2 防災マップ作成の経緯

(1) 年間スケジュール

委員会、検討部会を除く、防災マップ作成に関する年間スケジュールは以下のとおりであった。

実施日	活動名称
平成29年 8月10日(木)	作成分科会
8月17日(木)	防災安全課による出前講座(勉強会)
8月29日(火)	先進地視察(現地調査)真庭市
8月30日(水)	先進地視察(現地調査)岡山市
9月18日(祝)	まち歩き(松小田中央自治会)
9月30日(土)	過去の浸水水位の測量(松小田中央自治会)
10月1日(日)	まち歩き(四王司・新四王司・さつきヶ丘自治会)
10月6日(金)	防災マップ原稿作成(四王司自治会)
10月9日(祝)	防災マップ原稿作成(新四王司自治会)
10月10日(火)	防災マップ原稿作成(さつきヶ丘自治会)
11月6日(月)	作成分科会
11月17日(金)	新ハザードマップ説明会(防災安全課)
11月22日(水)	防災安全課との意見調整
12月13日(水)	作成分科会

(2) 各作業の詳細

各作業の詳細については、本報告書「第4章 長府東部地区『防災マップ』」に収録した「防災マップ作成マニュアル」(P.73)を参照されたい。

第3章 現地調査報告

1 岡山県真庭市 かいで 開田連合自治会

(1) 取組の背景

①防災マップ作成の背景

開田連合自治会のある真庭市が属する旭川流域連絡協議会は、旭川流域内の3市6町1村、岡山県及び国土交通省で構成される協議会である。河川行政施策や川を活用した地域づくりなどについて意見交換を行うと共に、旭川流域内の交流・連携並びに情報発信を行っている。

防災マップの作成は、同協議会が実施した「地域防災体制の構築に向けての自主防災会育成」の一環として、地域特性の異なる旭川上・中・下流域から各1地域をモデル地域として選定し、取組を進めたものである。

②地域特性

開田連合自治会は、約80世帯（約250人）から成る連合自治会である。平成10年の台風10号では土砂崩れや倒木などの被害が発生し、以降、当時の反省から土のう袋・土砂の備蓄を行い、消防団全員が土のう作りの講習を受けるなど、積極的な防災対応を進めてきた。また、高齢者の把握にも力を入れており、いわゆる「向こう三軒両隣」で協力して支援を行うなど、地域のつながりを活かした共助の取組を進めている地域である。

(2) 取組の内容

①防災マップの作成

開田連合自治会では、平成16年度の事業として防災マップを作成した。作成にかかった期間はおよそ8か月であった。自主防災会立ち上げの中心となった自主防災会事務局長の安本実氏は「かなりの期間を要したようにも見えますが、実際には並行して進めた自主防災会の立ち上げ、及びその規約の作成に時間がかかったことが大きいですね。したがって、実際に防災マップの作成に要した時間はもう少し短いでしょう」と振り返る。



開田自主防災会
事務局長 安本 実氏

②自主防災会の立ち上げ

開田連合自治会では、防災マップの作成と同時に、自主防災会を立ち上げた。この自主防災会の規約の作成が一番の難関であったという。当時、参考にできる材料が何もない中で、総務省や消防庁に質問し、資料を入手して、一から規約を作成していった。

次に、地域住民の認識を深めるため、作成した規約を数ページずつ小出しにして、そのつど住民に集まってもらい、説明や意見交換を行った。そうした会合は3～4回に及んだという。

(3) 取組の特徴

①作成手法

防災マップの作成に当たり、いわゆる「まち歩き」は実施していない。「それは、対象地域が比較的狭く、地域住民なら『目をつぶっていても分かる』範囲に収まっているからです」と、現・開田連合自治会区長で、開田自主防災会会長を兼務する金田康治氏は説明する。

ただし、避難訓練は日常的に行っており、その点で防災意識の醸成は図られていると言える。訓練の際は地域を2班に分け、消防団とも協力して実施している。また、要援護者についても、独自に協定を結び避難所としているホテルまで、車いす等による避難の訓練を実施している。

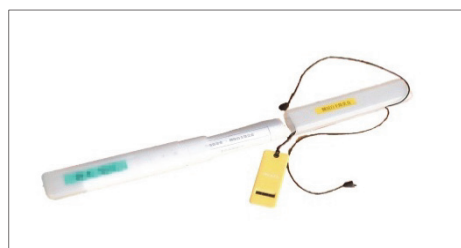


開田連合自治会 区長
開田自主防災会 会長
金田 康治氏

②要援護者の情報管理

開田地区の大きな特徴として、要援護者の情報を防災マップに取り込むと共に、地域内のホテルと協定を結び、要援護者の避難場所としている点が挙げられる。

防災マップについては、対象となる要援護者について、「向こう三軒両隣」を援護者として掲載している。「個人情報を含むため、掲載や管理については地域内で慎重に議論を重ねましたが、『外部には出さない』という前提であれば、地域内で情報を共有するメリットの方が大きいという結論に達し、掲載に至りました」と安本氏。その際、援護者についても話し合いで決定した。こうした点は、何代も共に暮らしてきた小規模な連合自治会の強みが発揮されたかたちである。



防災カードとケース、災害用の笛を
セットにした防災キット

真庭市では、要援護者には「防災カード」に緊急連絡先等や持病、かかりつけ医などの必要事項を記入してもらい、所定のケースに入れて、玄関の「下駄箱の上」に置いておいてもらうルールとしている。ケースに入れた防災カードは、連合自治会の役員でも見ない決まりである。緊急時には、援護者が内容を見て、救急車を呼ぶなど必要な措置をとる。なお、地図の改版には費用がかかるため、要援護者の追加があった場合に、短期的にはこの防災カードとケースによる防災キットで対応している。

③要援護者の避難対応

開田地域の自主防災会では、地域内にあるホテルと協定を結び、要援護者の避難場所としている。金田氏は「まず要援護者を安全な場所に避難させておかないと、自主防災の取組にも支障が出るという危機感が元になっています。一方、ホテルの側も、地域貢献という視点で積極的に協力してくれています」と語る。

取組を始めたのは平成12年にさかのぼる。安本氏は「当初は、行政の支援が得られるかどうかも分からなか



福祉避難所となったホテルの外観

ったので、自主防災会が独自に事業者と話し合いをして、要援助者の受け入れを認めてもらいました」と説明する。その後、市に要望書を提出し、備品の予算も確保できたので、正式にホテルと覚書を交わし、調印式も行った。当時としては先進的な取組で、テレビや新聞の取材も多数受けたという。

（４）取組の成果

①防災マップに関する成果

現在、防災マップは水防マップ、土砂崩れマップ、地域全図を全戸に配布している。ただし、要援護者に関するマップは対象者（要援護者、援護者）のみの配布としている。「防災マップ自体も成果ですが、同時に進めた自主防災会の規約作りを通じ、自主防災会の体制が固まったことが大きかったですね」と安本氏は語る。また、隣近所が集まって行った話し合いの中で、防災及び自主防災会に関する意識が高まったことも成果と言える。

②自主防災会に関する成果

防災マップの作成を通じて、自主防災会の取組が進んだことも本事業の成果の一つと考えられる。立ち上げて3年ほどは住民の認知度も低かったが、その後、資機材が用意できて、防災に関する準備が整ってくると理解も進んだという。

平成29年度は、連合自治会から自主防災会に対して5万円の費用支出を行っている。現在のところ、連合自治会の区長が自主防災会の会長も兼務しているため、連携はスムーズであるという。

③防災に関する成果

防災に関する具体的な備えとしては、自主防災会の拠点となる開田コミュニティハウスの裏手に防災倉庫を確保し、簡易トイレや毛布、土のう袋といった資機材の保管場所としている。最大の資産は約50万円かけて購入したゴムボートで、県内でも珍しい備えである。「幸い、現在のところ使用の機会はありませんが、自主防災会では、『使用することがないことがありがたいこと』と捉えています」と金田氏。

このほか、使用されていなかった造り酒屋の井戸を写経し、発電機や投光器を設置して災害時の給水に備えているほか、他にも古井戸を改修して給水設備としたところがある。安本氏は「今あるものをいかに発想転換して活用するか、という視点で取り組むことが大切だと思います」と、こうした取組の意義を説明してくれた。



防災倉庫の内観
発電機や車いすなどが見える

（５）今後の課題

①防災マップの見直し

防災マップは、10年に一度、更新することとしており、その際に要援助者・援助者などの情報も更新している。また現在、完成から12年が経過したことから内容の見直しに取りかかっており、防災状況の変化に合わせどのような情報を盛り込んでいくかを検討中である。

②自主防災会の継承

「自主防災会には、次期会長にふさわしい人材が育たないとつぶれてしまうという危機感がありました」と、金田氏、安本氏は口をそろえる。そこで、若い後継者に防災士の資格を取得してもらい、平成29年度を限りに事務局長を交代する予定である。熱心な人がいないと続かないが、ようやくそうした人材の確保にめどがついたところだという。

(6) 他地域へのアドバイス

①防災マップについて

「防災マップの作成に当たっては、行政機関に連絡や問い合わせをすることで、様々な資料が入手できました」と安本氏。開田地区の防災マップは、真庭市の建設部水道課に依頼し、1/4,000の地図を入手して原図とした。これに、国土交通省の岡山河川事務所が発行した資料を基に危険箇所等を記入、さらに土砂崩れの注意箇所などを自分たちで書き加えていった。

②自主防災会について

安本氏は、自主防災会の活動について「特に最初の3年間からは、課題の一つずつ、コツコツ取り組んで行くしかないとしょうね」と振り返る。逆に、3年間くらい辛抱して続ければ、周囲の理解も生まれてくるという。

自主防災会では、普通救命士の講習会や起震車体験などを実施してきたが、一番人が集まるのは非常食の「試食会」だという。「多少イベント色が強くても、多様な催しを通じて人を——特に若い人をいかに集めるかが成否を分けます」と安本氏は語る。



防災マップの原稿

③防災体制について

実際の防災施策に関しては、地域の消防団との連携を密にすることが重要であるという。例えば、平成18年から一般家庭に設置が義務付けられた火災報知器については、当初、自主防災会で各戸に1個ずつ配布したが、現在、これらの機器の点検・交換等の対応は、消防団が1戸ずつ訪問して行っている。一方、例えば発電機のような資機材は使用しないとかえって劣化することも考えられるので、祭のときなどには消防団に貸し出して、有効活用してもらっている。

④資金について

防災マップに限らず、自主防災は常に資金難との闘いであるという。そこで、開田連合自治会では、できる限り行政の支援を受けられるよう、情報収集に力を入れてきた。金田氏は「自主防災に関する事業であっても、基本的に補助金等には3分の1ないし4分の1の地元負担が必要です。そこで、真庭市自主防災会補助金(5年に1回、1戸当たり1,000円)をはじめ、なるべく地元負担の必要ない補助金等を活用するようにしています」と説明する。

防災マップに関しては、原稿は自分たちで作成し、印刷用の版下は印刷業者に依頼した。一方、自主防災会の規約類は、自分たちでコピー製本して賄うなどして資金の節減に努めている。

防災マップに関するQ & A

Q 1 (作成期間)

防災マップの作成にかかった期間はどのくらいでしょうか。

A 1 (作成期間)

- ・全部で8か月かかった。
- ・ただし、これには自主防災マップの規約作成、及びそのための話し合いにかかった期間も含まれているので、防災マップ自体の作成にかかった期間はもう少し短い。

Q 2 (作成方法)

防災マップの作成に当たり、まち歩きはどのように行いましたか。

A 2 (作成方法)

- ・まち歩きは特に行っていない。
- ・理由は、「目をつぶっていても分かる」地域内のことだからである。
- ・その代わり、避難訓練については、消防団とも連携して積極的に実施している。
- ・国土交通省の岡山河川事務所や、地元の真庭消防署からは、防災に関する資料を多数提供してもらい、参考としている。

Q 3 (小中学校との連携)

小学校、中学校の通学路は、防災マップの作成対象とされましたか。

A 3 (小中学校との連携)

- ・小中学校の通学路は対象外である。
- ・理由としては、通学路はほぼ決まっており特に危険箇所が存在しないこと、父母の送迎や交通安全関係の支援（横断歩道の見守りなど）も多いことなどから、対応は不要と判断した。
- ・小中学生に対しては、自主防災会の行事として交通安全教室の開催などを行っている。
- ・開田コミュニティハウスが一時避難場所、その後は小学校に避難することになっている。小学校との間で、避難に関する相談や取り決めは、現状では特に行っていない。



一時避難場所となる
開田コミュニティハウス
(現地調査会場)

Q 4 (要援助者について)

要援助者はどのように把握されましたか。また、防災マップには表示していますか。

A 4 (要援助者について)

- ・基本的には、要援助者・援助者とも、地域の話し合いで決めた。
- ・何代も一緒に暮らしている連合自治会内の話なので、本人の情報は話し合いで出てくる。また、援助者もスムーズに決まった。
- ・防災マップには、要援助者・援助者に配布する分だけに掲載している。
- ・管理については議論を重ねたが、外部に出さないことを前提に、個人情報保護にこだわるよりも、地域内で情報を把握するメリットの方が大きいという結論に達した。



要援助者情報を含む防災マップ
(画像を一部加工)

Q 5 (成果について)

防災マップの配布について、住民の方々の反響はいかがでしたか。また、地域以外で配布されているところがありますか。

A 5 (成果について)

- ・当初は目立った反響はなかったが、10年以上経過した現在では、防災マップも地域に定着し、理解を得られたと考えている。
- ・並行して行った自主防災会の規約作りも含めて、地域内の話し合いの中で、防災意識が高まったことが大きな成果だと考えている。
- ・地域以外の配布先は、総務省、消防庁、岡山県・真庭市の危機管理部門等である。

自主防災会に関するQ & A

Q 1 (自主防災会の活動について)

自主防災会では、どのような活動を行っていますか。また、それに対する住民の方々の理解は進んでいますか。

A 1 (自主防災会の活動について)

- ・普通救命士講習、起震車体験などのほか、老人向け・子ども向けの交通安全講習、AEDの使用講習などを開催している。これらは、連合自治会ではなく自主防災会として開催する行事である。
- ・立ち上げから3年ほどは、周囲の理解を得られなかった。その間は黙ってコツコツ取り組むしかないと思う。
- ・しかし、3年ほど経過して資機材も揃い、防災に対する備えが目に見えるかたちになってくると、徐々に周囲の理解も進んだ。
- ・立ち上げ当初は活動自体に反発する人もいたが、理解が広がった結果、現在はそうした弊害はない。

Q 2 (福祉避難所について)

福祉避難所となっているホテルとの連携についてお聞かせください。

A 2 (福祉避難所について)

- ・実際に災害が起きたときには、要援助者をまず安全な場所に避難させないことには、家族も周囲も身動きが取れない。そうした危機感から、福祉避難所の確保に取り組んだ。
- ・近隣に福祉避難所が確保できたことで、自主防災会の活動も行いやすくなったと考えている。災害時には、自分と家族が助かって、初めて共助に取り組む余裕が生まれる。
- ・行政の対応を待たず、自主防災会が独自にホテルと交渉し、話し合いを行って連携を決めた。
- ・追って市に要望書を提出し、予算がついたので、正式にホテルと覚書を交わし、調印も行った。
- ・要援助者の食費・寝具・衣服についてはホテル負担である。
- ・市の予算を活用し、自主防災会として必要な備品を置いている。
- ・地域の中心からの距離は1 km程度である。
- ・ホテル側は、地域貢献の観点から積極的に協力してくれている。



福祉避難所を示す看板

Q 3 (活動資金について)

自主防災会の活動資金はどのように確保されているのでしょうか。

A 3 (活動資金について)

- ・平成 29 年度の場合、連合自治会予算から 5 万円を自主防災会の活動費として支出している。その他、市の補助金等も活用している。
- ・防災に関する取組は、資機材の整備などでとにかくお金がかかる。市役所などと連携し、活用できる補助金等の情報を積極的に入手するよう心がけている。
- ・補助金等の活用に当たっては、3 分の 1 ないし 4 分の 1 の地元負担は大きいので、できるだけそうした負担のない補助金等を活用するようにしている。
- ・福祉避難所の備品に関しては、市の予算が利用できた。
- ・防災マップの元原稿となる地図は、真庭市建設部水道課から無償で入手した。水道局は、細かい図面を持っていることが多いようである。
- ・要援助者が防災カードを保管するためのケースには、災害時に活用するための笛が付いている。この笛は、民間企業（NTTdocomo）の提供によるものである。
- ・民間企業に「協賛金を下さい」と言ってもなかなか難しいが、このようなグッズ類であれば、比較的容易に協賛を得ることができる。

Q 4 (人材育成について)

自主防災会の内部における人材育成はどのように行っていますか。

A 4 (人材育成について)

- ・次期会長がきちんと活動してくれないと、自主防災会はつぶれてしまう。そのため、若い人に防災士の資格を取得してもらい、今年で会長を交代する予定である。
- ・自主防災会は、熱心に活動する人がいないと続かない。しかし、最近では地域の理解も進んできたことから、若い人たちにも活動しやすい環境が生まれていると考えている。

Q 5 (組織運営について)

自主防災会の組織運営について、留意すべき点は何でしょうか。

A 5 (組織運営について)

- ・自主防災会は、規模が大きくなるとまとまりにくいようである。20～30 戸でも構わないので、こじんまりした規模の方が長続きする。
- ・他地域では、8 自治会がまとまって自主防災会を作ろうとしたが、3 年かかってもまとまらなかった例もある。

- ・下関市のように、海沿いと山沿いのように地域内でも特性が違うのであれば、それぞれが自主防災会を作って、連携する方法もあるのではないかな。
- ・実動部隊として、いかに地域の消防団と連携するかが重要である。

真庭市現地調査 MEMO



■実施内容

- ・ 期間：平成 29 年 8 月 29 日（火）
- ・ 場所：岡山県真庭市 開田コミュニティハウス
- ・ 応対者：真庭市開田連合自治会 区長 金田 康治氏
真庭市開田自主防災会 事務局長 安本 実氏
- ・ 参加者：長府東部地区まちづくり協議会 6名
地方自治研究機構及び基礎調査機関 2名

■真庭市の事例から学んだこと

- ・ マップ作成に要した期間は約 8 か月（規約作成含む）。
- ・ 防災マップに関しては、通学路に特に危険箇所がないため小中学生は参加していない。
- ・ 要援助者については、専用のマップを作り、限られた人に配布している。
- ・ 要援助者 1 名に対し複数の援助者を、双方の話し合いの上で選定し、要援助者宅には防災カードを置いて情報共有を図っている。
- ・ 要援助者・援助者の設定には数年の期間を要した。
- ・ 地元のホテルと提携し、福祉避難所を設けている。
- ・ 地元の造り酒屋が使用していた井戸を転用し、災害時の飲料水用の水源として確保している。

2 岡山県岡山市 操明学区連合自主防災会

(1) 取組の背景

①防災マップ作成の背景

操明学区連合自主防災会のある岡山市は旭川流域連絡協議会に属し、河川行政施策や川を活用した地域づくりに関する意見交換や、域内の交流・連携並びに情報発信を行っている。同連絡協議会は、3市6町1村、岡山県及び国土交通省の委員で構成されている。

防災マップの作成は、同協議会が実施した「地域防災体制の構築に向けての自主防災会育成」の一環として、地域特性の異なる旭川上・中・下流域から各1地域をモデル地域として選定し、取組を進めたものである。



操明学区連合自主防災会
顧問 岡本 茂氏

②地域特性

操明学区連合自主防災会は、約3,000世帯（14単位自主防災会：約8,000人）で構成される自主防災組織である。連合組織として、隣の町内会（自主防災会）が被害を受けた場合、周辺地域が支援を行うなど、学区を挙げて災害に対応する体制を築いてきた。町内会ホームページへの防災情報を掲載したり、ウォーキングに地区内の危険箇所等を組み込んだりと、防災意識の高揚に努めている地域である。

(2) 取組の内容

①防災マップの作成

操明学区連合防災会では、平成16～17年度の事業として防災マップを作成した。作成にかかった期間はおよそ6か月である。連合防災会の初代会長であり、現顧問の岡本茂氏は「平成17年2月に作成を開始し、手書きの原稿ができあがるまでおよそ3か月、その後、検討や修正を経て完成するまでに同じくおよそ3か月、合計6か月かかりました」と説明する。



防災マップの原稿

②具体的な作成手順

防災マップ作成に当たってはまち歩きを実施した。各単位自主防災会が中心となって3人程度の小グループを作り、各地区を回って防災上の課題を確認し、地図に記入していった。元となる地図は、市が販売している地図を地区ごとに細かく切り分けたものを使用した。

岡本氏は「あれもこれも一度にやろうとせず、例えば『消火器』『公衆電話』というように、テーマを絞って記入していくのが早道だと思います」という。また、例えば3人のグループなら、2人が現地を見て、1人は地図に書き込むことに集中する、といったやり方が望ましいそうだ。

(3) 取組の特徴

①立地企業への協力要請

操明学区連合自主防災会では、まち歩きに際し、防災状況の調査と並行して立地企業への協力要請も行った。

「特に、企業の所有地を一時避難場所等に利用させてもらう許可を得るのに時間がかかりました」と岡本氏。大企業になるほど、許可を得るまでの手続きが煩雑となり、時間もかかったという。岡本氏は「そういうときは、防災マップに企業名を掲載することを提案すると、話がスムーズに進みました」と言い、企業が協力を申し出やすい条件を提示することも必要のようだ。

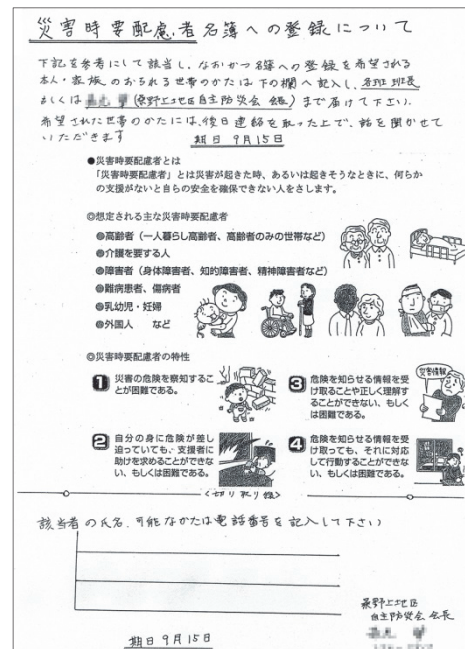


操明学区連合自主防災会
副会長 森光 肇氏

②大手地図制作企業の協力

地図の作成は大手地図制作企業（ゼンリン）の協力を得て行った。また、同社の子会社によるコンサルティングも活用している。「防災マップの作成作業中は、毎月4～5回もの打ち合わせを実施したこともありました」と岡本氏は振り返る。

防災マップに使用する各種の図記号（アイコン）については、操明学区連合自主防災会が作成し、著作権をゼンリンに売却すると共に、無償で使用できる権利を取得するかたちとした。



災害時要支援者名簿への登録について

③要支援者の情報管理

操明学区連合自治防災会の副会長で、要支援者対応を担当する森光肇氏は「要支援者（災害時要配慮者）に関しては、別途名簿を作成して個別に対応しています」と説明する。平成27年6月に岡山市要配慮者避難支援全体計画が改訂され、市における方向性が定まったことを受け、操明学区においても「災害時要支援者名簿への登録について」というチラシを作成して全戸に配布、いわゆる「手上げ方式」により、希望者と話し合いの上、登録を行った。

市の全体計画では、災害対策基本法に基づき、要支援者名簿を市が作成すること、及び自主防災会・町内会等が支援者となり得ることが明記されている。実際の基準は、おおむね要介護3以上、身体障害者1・2級、療養手帳所持者などと

要支援者支援活動名簿（本人用） 表面／裏面

なっており、市の危機管理課の担当者が中心となり、単位自治会の担当者も協力して、希望者に対する聞き取りを行った。

④要支援者の避難対応

支援者としては、各単位自治会の班長やエリア長などを指定している。具体的な要支援者への対応としては、所定の「要支援者支援活動名簿」に緊急連絡先やかかりつけ医などのほか、支援者名や連絡先を記入しておき、本人及び支援者の双方が所持しておく。災害時には、支援者がこの名簿を見て対応するほか、本人からも支援者に連絡が取れる体制になっている。



操明学区連合自主防災会
会長 小田 光雄氏

(4) 取組の成果

①防災マップに関する成果

防災マップは、使い勝手を考慮して、ふすまの幅に収まる寸法としてあることから、各家庭では壁に貼るなどして活用されている。連合自主防災会の現会長・小田光雄氏は「まち歩きや防災マップ作成などの作業を通じて、日頃、関心の薄かった住民の防災意識が高まる効果が見られました」と語る。

一方、副次的な効果としては、企業の協力が得やすくなったことが挙げられる。まち歩きの際に「この場所が一時避難場所として使えるのではないか」といった発見があれば、土地の所有企業に協力を依頼し、防災マップへの社名掲載などの条件を提示して、協力を得られるよう調整してきた。「例えば、電力会社の所有地は従来、市の担当者の依頼によって鍵を開けてくれる決まりでしたが、現在は自治会の依頼でも対応してくれるようになりました」と小田氏。

②防災に関する成果

防災マップが完成したのと同時期に、市が実施する地域の防災訓練に、連合自主防災会が中心となって取り組むようになった。岡本氏によれば「これをきっかけに、住民の防災意識が高まると共に、自主防災会に対する理解も広まり、取組が活性化されたと思います」ということだ。

防災訓練には、班別の防災マップを持って参加してもらうこととした。これにより、防災マップの実践的な活用方法についての理解・普及も進んだ。防災マップを班別の小さなエリアに区切って作成したこともあり、住民が災害時の状況をイメージするのに役立った。

(5) 他地域へのアドバイス

①防災マップの作成方法

「防災マップ作成のためのまち歩きは、3名程度の少人数で行うのがよいと思います」と岡本氏は語る。少人数で確認した現地の情報を元に、再度、連合自主防災会として確認を行い、防災マップの原稿とした。その際、ポイントとしたことは以下の3点だという。

- ・小さいエリアに区分して作成すること
- ・どこへ逃げるかを明確にすること
- ・個人情報を入れないこと（個人情報入りは別図とする）

こうした簡単な防災マップを作ることが、利用価値を高めることにつながるという。操明学区の事例からは、町内会の班長が対応できるように、10～20世帯の単位で避難する態勢をフォローできる防災マップが望ましく、実用性が高いと考えられる。

②要支援者情報の取り扱い

要支援者情報の取り扱いについては、災害対策基本法にも市町村が主体と定められていることから、基本的には市が主導して進めるのがよいと考えられる。一方で、実際の災害時に対応するのは自治会や自主防災会であることから、支援者として個人情報等を把握しておく必要も高い。

「そのためには『対象者の話をよく聞く』ことに尽きます。事務的に『制度ができましたから登録してください』という姿勢ではだめで、『このような制度がありますが、どうしますか?』というように、対象者一人ひとりと丁寧話をし、理解を得る努力が不可欠です。名簿に記入する内容も、対象者本人の話をよく聞いて、引き出していくしかありません」と森光氏は語る。

③資金について

防災マップの配布に関しては、当初、連合自主防災会で購入し、単位町内会に販売することを予定していた。しかし、連合町内会の10周年記念事業として費用が出ることになったため、無償で全戸配布を行うことができた。防災マップ作成は、事業費の確保が難しいので、このように、資金確保に当たっては、周辺事業の一環として捉えることも一案であると考えられる。

操明学区連合自主防災会の活動資金として、連合町内会からは年間13万5,000円の支出を受けている。このうち、防災活動費に充てているのは5～6万円であり、内訳は資料代、会議費などとなっている。



Copyright (C) 2005 ZENRIN, LTD. (Z06A-第2450号)

防災マップの完成版

防災マップに関するQ & A

Q 1 (作成期間)

防災マップの作成にかかった期間はどのくらいでしょうか。

A 1 (作成期間)

- ・全体で6か月かかった。
- ・内訳は、まち歩きなどの調査を行って手書き原稿を作るまで約3か月、その後、検討や修正、デザインなどを行って印刷できるかたちにするまで約3か月であった。

Q 2 (作成方法)

防災マップの作成に当たり、まち歩きはどのように行いましたか。

A 2 (作成方法)

- ・各单位自主防災会が主体となり、3名程度の小グループに分けて実施した。人数が多いとまとまりにくいので、少人数で行ったほうがよい。
- ・市から入手した地図を、地域ごとの小さな地図に分割し、それを持って地域を回り、防災情報を書き込んでいった。
- ・例えば3名のグループであれば、2名が現地を見て指摘し、1名がそれを筆記するというように、役割分担することが望ましい。
- ・一度にあれもこれも見て回るのではなく、例えば「消火器だけ」「公衆電話だけ」のように、テーマを絞って1つずつ書き込んでいった方がよい。
- ・まち歩きでは、例えば道路であれば自動車が入れるかどうか、川であればどのくらいの雨量で通行できなくなるかなど、細かい点まで全てチェックした。
- ・単位自主防災会の調査が終わった後、連合自主防災会で確認・検討し、情報の整理と取捨選択を行った。



操明学区連合自主防災会
副会長 植田 彰氏

Q 3 (情報の記載について)

防災マップに記載しにくい情報は、どのように対応されましたか。

A 3 (情報の記載について)

- ・不動産取引などに影響する可能性があるなど、配慮を要する内容については、まち歩き後の検討段階で、連合自主防災会で判断して除外している。
- ・例えば、電柱にはその場所の標高を記した看板が付いているので、それを確認すれば状況は分かるが、「言われなければ気付かない」のが現状とも言える。

Q 4 (小中学校との連携)

小学校、中学校の通学路は、防災マップの作成対象とされましたか。

A 4 (小中学校との連携)

- ・平成 17 年当時は通学路の指定が緩かったこともあり、小中学校の通学路は対象外である。
- ・後に、交通防犯協議会の取組として、小学校の通学路について、また防災マップとの関係について学習・検討を行った。

Q 5 (要支援者について)

要援助者はどのように把握されましたか。また、防災マップには表示していますか。

A 5 (要支援者について)

- ・要支援名簿の元となる情報は、岡山市から正式な手続を経て入手した。
- ・災害対策基本法では市が名簿を作成することと定められており、市の基本計画でも支援者として町内会・自主防災会が定義されているので、情報提供を受けることに問題はないと考えている。
- ・市の情報が入手できなかった初期の段階では、民生委員や地域包括支援センターなどが持つ情報と突き合わせて名簿作成に利用したこともある。
- ・市の情報を待っていると時間がかかるような場合は、面倒でも地域で調査するしかないと考えている。
- ・調査の際は、本人の話を「丁寧に聞く」ことしかない。現場ではとにかく聞くことである。情報の取捨選択は後日行えばよい。
- ・個人情報保護については、市の基本計画の中で、情報漏えい防止の措置における遵守事項等が明記されていることで、担保されている。

- ・個人情報保護に対する考え方も年々厳しくなっているが、本人と丁寧に話し合うことで、理解を得られると考えている。操明学区では、対象者本人と話し合い、理解を得て名簿に掲載するまで、およそ2年の期間を要した。
- ・防災マップは、要支援者情報を含むものを各班向けに別途作成し、班長が保管している。ただし、個人名などの情報は載せず、要支援者が住む家の表示までとしている。
- ・一度完成してしまえば、要支援者情報のメンテナンスにはさほど手間はかからない。

Q 6 (成果について)

防災マップの配布について、住民の方々の反響はいかがでしたか。また、地域以外で配布されているところがありますか。

A 6 (成果について)

- ・防災マップのエリアを小さく区切ったことで、防災訓練などの場でも活用しやすく、また地元の防災状況が分かりやすいといった評価を得ている。
- ・サイズをふすまの幅以下に抑えたことで、日常的に目に付く壁などに貼っている住民が多く、日頃から防災意識が高まる効果があると考えられる。
- ・防災マップが完成してすぐ、市の防災訓練が開始されたこと、また当時、先進的な取組として全国のテレビなどで紹介されたことなどにより、住民の関心も高まった。
- ・市の防災訓練が、実践的な説明会として十分な役割を果たした。そのため、これと別には説明会等は開催していない。
- ・地域外の配布先については、国土交通省のほか、全国の県庁に送付した。



操明防災共助員
龍石 好美氏

連合自主防災会に関するQ & A

Q 1 (連合自主防災会の活動について)

連合自主防災会では、どのような活動を行っていますか。また、それに対する住民の方々の理解は進んでいますか。

A 1 (連合自主防災会の活動について)

- ・操明学区は、およそ2km×2kmの地域であるが、そのほぼ全域がゼロメートル地帯に含まれており、地形的に水害に弱い地域と言える。
- ・岡山市の市街地に位置していることもあり、各単位自治会、各単位防災会の役員等のメンバーは毎年およそ3分の1が入れ替わるのが現状である。そのため、研修会資料(約20ページ)を作成して引き継ぎに備えると共に、役員に認識を深めてもらっている。
- ・連合自主防災会(単位自主防災会)は、旭川流域連絡協議会の事業により、モデル地区となったことを契機に設置した。

Q 2 (災害対応について)

操明学区で想定されている災害は、どのようなものでしょうか。

A 2 (災害対応について)

- ・ゼロメートル地帯であるので、高潮・洪水・川の氾濫が主となる。津波想定は3mである。
- ・近年、地域の周囲に3～5mの堤防が完成した。加えて、ポンプ場による排水で水害に対する備えとしている。
- ・平成16年の高潮では、4mの堤防に対して3.8mの高潮が発生したが、実質的な被害は見られなかった。
- ・一時避難場所は、自主防災会を作るときに、併せて策定していった。
- ・避難場所としては、操明小学校、岡山ふれあいセンターなどがあるが、いずれも海拔が低いため、体育館は使用できず、上階への避難が必須である。
- ・立地企業との間では、現在は避難に関する契約書を用意している。

Q 3 (活動資金について)

連合自主防災会の活動資金はどのように確保されているのでしょうか。

A 3 (活動資金について)

- ・連合自主防災会の運営費は、連合町内会費から年額13万5,000円を支出して充てている。ただし、防災訓練等の年間行事で7～8万円かかっており、実質的な防災活動は

残りの5～6万円でやりくりしている。資料代や会議費等の支出があり「どうにか回っている」というのが実情である。

- ・行政が自主防災組織を育てたいと考えるのであれば、月額5万円程度の補助は必要ではないかと思う。
- ・資機材については、平成20年頃、岡山県が備品提供の呼びかけを行ったときに、岡山市が応募して、約100万円相当の資機材を入手した。
- ・4年ほど前から、岡山市が毎年の防災訓練の際に、資機材の現物支給をしてくれている。14ある各単位自主防災会に対し各2万円で、計28万円分が現物で支給される。内容は、ヘルメット、消火器、ハンドマイク等である。
- ・それ以前は、自主防災会全体に対して年額2万円であった。

Q 4 (住民の参加について)

下関市の場合、自主防災への取組に消極的な住民も多いのですが、何かアドバイスはないでしょうか。

A 4 (住民の参加について)

- ・市が実施する防災訓練などの機会を活用し、防災マップの説明・普及を実践的に行うことを心がけた。こうした取組により、住民の防災意識も高まったと考えている。
- ・防災マップを狭いエリアに区切るなど、住民自身が具体的にイメージしやすいかたちにしていくことで、関心も高まるのではないかと。
- ・防災意識を高める上では、単位自治会の班長レベルで対応ができるように、10～20世帯を一つのまとまりと考えて、逃げる場所を決めておくことも大切である。

岡山市現地調査 MEMO



■実施内容

- ・ 期間：平成 29 年 8 月 30 日（火）
- ・ 場所：岡山県岡山市 岡山ふれあいセンター
- ・ 対応者：岡山市操明学区連合自主防災会 会長 小田 光雄氏
同 顧問 岡本 茂氏（初代会長）
同 副会長 植田 彰氏、同 副会長兼単位地区会長 森光 肇氏
操明公民館地域担当 熊代 晶子氏、操明防災共助員 龍石 好美氏
- ・ 参加者：長府東部地区まちづくり協議会 6名
地方自治研究機構及び基礎調査機関 2名

■岡山市の事例から学んだこと

- ・ マップ作成に要した期間は約6か月。
- ・ 大手企業の敷地を一時避難場所に指定するのに時間を要した。
- ・ 国土交通省の岡山河川事務所、岡山市の河川港湾課の支援を受けた。
- ・ 小学生は、作成当時は通学路の指定が緩かったこともあり、防災マップ作成には参加していない。
- ・ 要支援者は市役所から名簿を入手し、一人ひとり面会の上、何度も話し合っ
て納得してもらった。説得までに2年を要した。
- ・ 防災に関する地域環境は長府東部地区とは異なるが、防災マップの作成にお
いて参考になる点は多々あると思われる。

岡山市要配慮者避難支援全体計画（平成 27 年 6 月 9 改定）

…平成 25 年 6 月「災害対策基本法改正に伴うもの…

◎定義や用語等の改正もあり、一般用に分かり易く抜粋した。 4/22 用

1、用語解説

- ・災害とは、風水害、地震などを言う。
- ・要配慮者とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等で、平常時における防災活動や災害時における個人の行動が困難で、避難活動等に支援を要する者、を言う。
- ・避難行動要支援者とは、要配慮者のうち災害時、円滑かつ迅速な避難支援を要する者、を言う。
- ・避難に関する発令種別とは、
 - 「避難準備情報」＝要配慮者等は、避難行動の開始。避難支援者は、避難行動開始。その他一般は、避難準備を開始する。
 - 「避難勧告」＝自発的な避難行動を促す。
 - 「避難指示」＝直ちに、避難行動を開始する。
- ・支援とは、災害時等の情報伝達支援、避難行動支援、移動支援を言う。
- ・避難場所とは、次のものがある。 「操明学区で指定されている」
 - 「一時避難地」「指定緊急避難場所」＝緊急に逃れる場所。 空き地公園など、町内会ごとに定められている。
 - 「指定避難所」＝市が指定した、小学校、ふれあいセンター、山陽病院、内山工業（株）林原、 「福祉に限定：笑福亭」
 - 「広域避難場所」＝著しい被害予想の時、大きな公園など。岡山県トラックターミナルの一带。
 - 「協定避難所」＝市が協定を結んだもの。
 - 「その他」＝自宅 2 階、近所の高台など。
- ・自助、共助、公助とは、
 - 「自助」＝自らの身、家族、財産を守り備える、災害時に最重要となる。
 - 「共助」＝近隣の人と協力して、守り備え行動する。
 - 「公助」＝警察、消防、市県国、ライフライン各社等の応急対策活動。
- ・自主防災会とは、地元における安全安心を確保するため、自主的に防災活動を行う組織団体を言う。

2、避難行動要支援者の名簿 ・「要支援者名簿」・「名簿」とも言う。

- ・災害対策基本法により、市町村が作成することとなった。25 年 6 月。
- ・名簿に掲載される者＝ 次の、8 分類ある。
 - ① 法定の介護認定、②身体障害者手帳、③療養手帳、④保健福祉手帳、⑤難病、⑥市の避難支援台帳掲載者、⑦名簿へ自ら掲載申請者（手上げ方式）、⑧親権者法定代理

人から同意を得た掲載申請者（同意方式）。

- ・名簿の個人情報の内容とは、「氏名、生年月日、性別、住所居所、電話番号連絡先、避難支援必要事由、その他必要事項」が書き込まれている。（秘密保持義務がある）

3、避難支援等関係者となるもの。次のものを言う。

- ・名簿情報が提供される。1)、3) は、同意の有無に関わらず、その他は同意者のみ。
1) 市消防局 2) 市消防団 3) 県警察 4) 民生委員児童委員 5) 市社会福祉協議会
6) 自主防災会 7) 安全安心ネットワーク 8) 町内会等

4、名簿情報の漏えい防止の措置として、厳守すること。

- 1) 避難支援者等関係者へ名簿提供に際し、支援実施に必要な限度とする。
- 2) 避難支援者等関係者個人には、秘密保持義務「要支援者の知り得た秘密を漏らさない」があることを名簿交付時には明示し、情報漏えい防止を徹底する。
福祉の仕事上知った、個人情報（名前、住居、連絡先、身体具合、状態など）を親友知人、妻、夫と言えども、話してはならない。人の口には戸は建てられない。漏らして伝搬することを防ぐことはできない。
福祉の仕事上の話し合い、個人救済対策等を話し合っ作るなどの時は、情報を言葉に出しても、何ら構わない。良好な福祉の仕事は、個人情報の懇切、丁寧な、緻密な聴取と蓄積から始まる。
ただし、個人の批判、中傷、好き嫌いは、仕事上の品格として、決して話すべき事ではない。-----*この項は、操明学区福祉活動推進委員会の見解です。
- 3) 名簿を厳重に施錠し、保管管理する。----*厳重に保管する。
- 4) 名簿を必要以上に複製しない。---*コピーは伝搬しやすい。
- 5) 名簿の取扱者を団体の場合あらかじめ指定しておく。---*取扱責任者を明確に。

○岡山市個人情報保護条例により、個人情報の目的外利用及び外部提供の規制（してはならない規則）が定められている。 詳細は本文を。

5、名簿情報提供の不同意者の支援体制、災害発生時の緊急措置。

- ・現に災害が発生した場合等不同意者の名簿提供は、各区役所総務から災害対策本部の指示により、連合町内会長等へ提供される。

6、避難行動要支援者の個別計画の策定、平常時からの準備。

- ・災害時避難をより実効性のあるものとするため、避難行動支援者一人ひとりについて、避難支援者、避難場所、避難方法を定めた、個別計画書を作成する。

